

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策

－ 概要 －

2020年4月
全国石油商業組合連合会

※経済産業省支援パンフレットはじめ各種公表資料等に基づき作成（2020年4月22日現在）
今後修正等があり得ますことをご案内いたします。

資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えるメニューが分かりましたら、[詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください](#)。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	P2 ①セーフティネット5号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
		P3 ②新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		P4 ③商工中金等による「危機対応融資」	商工組合中央金庫等
	小規模事業者の場合	P5 ④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、理美容店など)の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、 売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業 (旅館、飲食、喫茶)	⑦衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)
さらに、 売上高15%以上減少なら		P6 ⑧危機関連保証	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、 売上高20%以上減少なら		P7 ⑨セーフティネット4号	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		P8 ⑩セーフティネット貸付	日本政策金融公庫 (沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ)

★追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
(日本公庫等) 中小事業1億円、
国民事業3,000万円
(商工中金) 危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫(青枠)】最近1カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近1ヶ月の売上高と、前年同月と比較 + その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)>

(1) ~ (3) のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
(1) 最近1カ月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較	(1) 左記に同じ。
(2) 最近1カ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較
(3) 最近1カ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

1. 資金繰り対策

1-① セーフティネット保証 5号の概要

1. 制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で**80%保証を行う制度**。

(参考：信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、**最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少**。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績 + 3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要

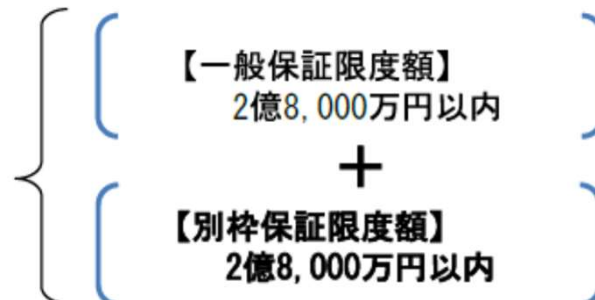
3. 内容 (保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円→

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる



4. 相談窓口

・民間金融機関又は都道府県信用保証協会

1. 資金繰り対策

1-② 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の概要（日本公庫等）

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者を支援。

項目	概要
融資対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 1.最近1か月の売上高が前年または前々年同期に比し 5%以上減少 していることまたはこれと同様の状況にあること（注1） 2.中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
資金の用途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金
融資限度額	中小事業：3億円、国民事業：6,000万円 ※直接貸付（別枠）
利率（年）	基準利率 ただし、1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注2）、4年目以降は基準利率 ※「実質無利子化」については次ページ参照
返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）
担保等	無担保 5年経過ごと金利見直し制度の選択可
融資申込み	直接貸付 * 日本公庫・沖縄開発公庫各支店の中小企業事業の窓口へ申込み

（注1）業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少していることをいいます。

- ① 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高
- ② 令和元年12月の売上高
- ③ 令和元年10月～12月の平均売上高

（注2）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間は実質無利子となる予定。

（出所）日本政策金融公庫HP等より作成

1. 資金繰り対策

1-③ 「危機対応融資」の概要 (商工組合中央金庫)

商工中金が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰りを支援

項目	概要
融資対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して 5%以上減少 した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額
資金の用途	設備資金および運転資金
融資限度額	直接貸付 3億円（別枠）
利率（年）	当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円） ※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律
返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）
担保等	無担保
融資申込み	商工組合中央金庫相談窓口へ直接申し込み

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資のご利用が可能（制度適用開始後に借換）。

1. 資金繰り対策

1 - ④ 新型コロナウイルス対策 マル経融資（拡充）

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証で融資を行う制度。

◆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。
- ・加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。
- ・2020年3月17日より制度適用開始。

【具体的内容】

【対象者】 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して**5%以上減少**している小規模事業者

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 1,000万円（別枠）

【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間 ▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げ」との合計で3,000万円。

【相談窓口】 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店 または、お近くの商工会・商工会議所

1-⑤ 危機関連保証の概要

1. 制度概要

東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種（※）を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で**借入債務の100%を保証する制度**。

※保証対象業種に限る。

2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、**最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要

3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円→

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【セーフティネット保証限度額】
2億8,000万円以内

+

【危機関連保証限度額】
2億8,000万円以内

4. 相談窓口

・民間金融機関又は都道府県信用保証協会

1-⑥ セーフティネット保証4号の概要

1. 制度概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で**借入債務の100%を保証する制度**。

（参考：信用保険法第2条第5項第4号）

災害その他の突発的な事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

2. 対象中小企業者

(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要

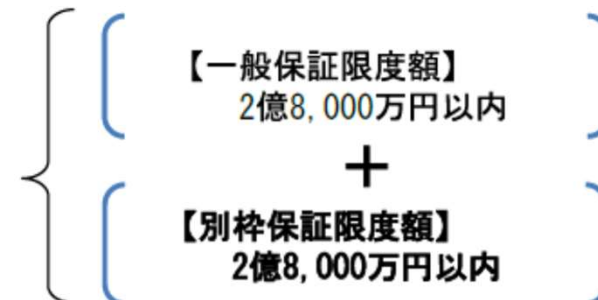
3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円→

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる



4. 相談窓口

・民間金融機関又は都道府県信用保証協会

1. 資金繰り対策

1-⑦ 「セーフティネット貸付」の条件緩和（日本公庫等）

セーフティネット貸付とは、社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

項目	概要
融資対象事業者	一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置 2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象とする。
資金の用途	設備資金および運転資金
融資限度額	中小事業 7.2億円 国民事業 4,800万円
利率（年）	基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91% ※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動
貸付期間	設備資金15年以内（うち据置期間3年以内） 運転資金8年以内（うち据置期間3年以内）
貸付申込み	日本公庫・沖縄開発公庫各支店の窓口に応じ申込み

（出所）日本政策金融公庫HP等より作成

1. 資金繰り対策

1-⑧ 石油協会信用保証制度の概要

保証の種類	資金用途	借入限度額		保証金額	保証割合	借入期間	保証料率	対象資金
セーフティネット資金	運転資金	1SS運営又は石油売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入れ及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入れ及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 等
		2~5SS運営又は石油売上高3億円以上~15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円				
		6~9SS運営又は石油売上高15億円以上~27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円				
		10SS以上運営又は石油売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円				
小口運転資金	運転資金	1SS運営	3,000万円	2,850万円	95%	5年以内	年0.8% (対象経費 3. (注1) の場合 年0.2%)	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入れ及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入れ及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。(注1) 地下埋設物の入換工事に伴う油漏れ等の土壌状況調査及び土壌汚染浄化工事 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 等
		2SS以上運営	6,000万円	5,700万円				

1. 資金繰り対策

【参考】 信用保証協会セーフティネット保証と全国石油協会信用保証の比較

種類	信用保証協会			全国石油協会
	セーフティネット4号保証	危機関連保証	セーフティネット5号保証	①セーフティネット資金 ②小口運転資金
借入条件	売上▲20% (対前年同月比)	売上▲15% (対前年同月比)	売上▲5% (対前年3か月比)	柔軟対応
	※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要			
保証割合	100%	100%	80%	95%
保証限度額 (融資限度額)	2.8億円 ^(4・5号合計) (別枠)	2.8億円 (別枠)	2.8億円 ^(4・5号合計) (別枠)	①1.5億円 ②0.6億円
保証料率	各信用保証協会所定の保証料率 ※具体的な保証料率は各信用保証協会にお尋ねください			①0.60% ②0.80%

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までのセーフティネット保証5号の対象業種に継続指定
 ・石油卸売業（5331）、ガソリンスタンド業（6051）、燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）（6052）

1. 資金繰り対策

1-⑨ 特別利子補給制度の実施 (日本公庫等の既往債務の借換分も対象)

- ◇日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施
- ◇公庫等の既往債務の借換も実質無利化の対象

※4ページも参照

【適用対象】

※売上高減少基準

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：**要件なし**
- ②小規模事業者（法人事業者）：**売上高▲15%減少**
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：**売上高▲20%減少**

※小規模要件・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・補給期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業 1億円、国民事業 3,000万円
（商工中金）危機対応融資 1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※令和2年1月29日以降の借入について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能

※令和2年度補正予算の成立が前提

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」の併用による実質的な無利子化融資のご案内

- 実質的な無利子化融資とは、公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、ご返済いただいた利子について、公庫以外の実施機関から利子補給を受けることで、お客さまのご負担される利子が実質的に無利子になるというものです。
- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の、各々の要件を満たしていただく必要がございます。

【中小企業事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付 (注1・2)		詳細検討中	特別利子補給制度 (注1・2)										
ご利用いただける方	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方</p> <p>(1) 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少</p> <p>(2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少</p> <p>①過去3か月(最近1か月含む。)の平均売上高</p> <p>②令和元年12月の売上高</p> <p>③令和元年10～12月の平均売上高</p>		<p>左記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 (*)労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」</p> <p>(※2)売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近1か月に加え、その後2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較。</p>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上	ご利用いただける方
	小規模事業者	中小企業者											
個人	要件無し	売上高▲20%以上											
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上											
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金		-	-									
融資限度額	別枠 3億円		左記の融資限度額のうち、1億円以下の部分	補給限度額									
ご返済期間<据置期間>	設備資金：20年以内<うち5年以内> 運転資金：15年以内<うち5年以内>		当初3年間	補給期間									
利率(年)(注3)	<table border="1"> <tr> <td>1億円以下</td> <td>当初3年間：基準利率 - 0.9% 3年経過後：基準利率</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>基準利率</td> </tr> </table>	1億円以下	当初3年間：基準利率 - 0.9% 3年経過後：基準利率	1億円超	基準利率		<p>左記の1億円以下の部分にかかる「基準利率 - 0.9%」の利子(支払利息) (※)</p> <p>(※)一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を別機関から補給</p>	補給率(注4)					
1億円以下	当初3年間：基準利率 - 0.9% 3年経過後：基準利率												
1億円超	基準利率												
担保	無担保		-	-									
実施機関	日本政策金融公庫(中小企業事業)		政府の指定する実施機関 現時点では未定	実施機関									

(注1) 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(令和2年3月13日・20:00版)より作成し、経済産業省において監修

(注2) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は遡及適用が可能

(注3・4) 令和2年3月17日時点での適用例(運転資金7,000万円・5年返済の場合)

【1億円以下の部分】当初3年間：0.21%、3年経過後：1.11%

↑ この部分の支払済利子額を後日実施機関から補給し、実質的に無利子化

1－⑩ 日本公庫等による既往債務の借換

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や、商工組合中央金庫の「危機対応融資」について、**公庫や危機対応融資の既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象**にする。

【具体的内容】

【借換えができる対象制度】

- (1) 日本政策金融公庫等
 - ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ② 新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ③ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・ 危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

- (1) 日本政策金融公庫等 中小事業 1億円、国民事業 3千万円
- (2) 商工中金 1億円

【借換え限度額】（※）

- (1) 日本政策金融公庫等 中小事業 3億円、国民事業 6千万円
- (2) 商工中金 3億円

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

※令和2年度補正予算の成立が前提

1. 資金繰り対策

1 - ⑪ 民間金融機関による無利子・無担保融資、既往債務の借換

- ・地方公共団体の制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度を創設するとともに、このためのセーフティネット保証・危機関連保証の保証料の減免を行う。
- ・また、民間金融機関の信用保証付の既往債務についても、同制度への借換を可能とする。

【具体的内容】

- ◇都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大
- ◇さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能

【対象要件】

SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）
 - ・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ
- ②小・中規模事業者（①除く）
 - ・売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2
 - ・売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】3000万円

【担保】無担保

【据置期間】5年以内

【保証料補助割合】1/2 または10/10

【金利補給期間】当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

※令和2年度補正予算の成立が前提

2-① 中小・小規模事業者等に対する「持続化給付金」の給付

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金制度を創設

※「持続化給付金」の概要

【給付対象者】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。
- ・資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とする。

*医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象

【算出方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▼50%月の売上×12月）

※昨年創業した企業などに合った対応も引き続き検討

【給付額】

- ・法人は200万円を上限
- ・個人事業者は100万円を上限

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。

※令和2年度補正予算の成立が前提

2. 給付金

2-② 全国民一人あたり「10万円」を一律給付（特別定額給付金）

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）を給付

項目	概要
給付対象者 及び受給権者	<ul style="list-style-type: none">給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者受給権者は、その者の属する世帯の世帯主
給付額	<ul style="list-style-type: none">給付対象者1人につき10万円
給付金の申請 及び給付の方法	<ul style="list-style-type: none">感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の【1】及び【2】を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。 （※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。【1】郵送申請方式 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送【2】オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能） マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）
受付及び 給付開始日	<ul style="list-style-type: none">市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指す）【1】郵送申請方式、【2】オンライン申請方式それぞれに受付開始日を設定可能申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内
事業の実施主体	実施主体は市区町村

※令和2年度補正予算の成立が前提

※1世帯あたり30万円の生活支援臨時給付金（仮称）から予算組み替え

3-① 納税猶予等（国税・地方税）

※収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を創設

【国税関係】 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例 【財務省】

◇新型コロナウイルスの影響により、**事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予**
（担保不要・延滞税も免除）

【対象者】

以下①②のいずれも満たす方が対象（個人法人の別、規模は問わず）

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

【対象税目】

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する**国税（所得税、法人税、消費税等）のほぼ全ての税目に適用**（印紙で納付する印紙税等は除く）

【申請手続き】

関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日まで
に申請が必要。

※本特例は、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとする。

※社会保険料についても、基本的に「国税の徴収の例による」こととされているため同様の扱いが可能（25ページ参照）

※関係法案が国会で成立することが前提

【地方税関係】 徴収の猶予制度の特例 【総務省】

◇新型コロナウイルスの影響により多くの事業者の収入が急減している状況を踏まえ、**地方税においても、1年間、徴収猶予を適用**（担保不要・延滞金も免除）

【対象者】

令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少した場合について、徴収を猶予。
前年同期比で概ね20%以上減少、かつ、一時に納付・納入が困難と認められる場合において適用

【対象税目】

基本的にすべての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）

※本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。
その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用することができることとする。

※標準的な税の納付期限

- ・法人税 事業年度終了から2か月以内（3月決算であれば5月末）
- ・消費税 事業年度終了から2か月以内（同上）※個人事業主は3月末（2020年は4月16日まで）
- ・申告所得税 3月15日（※2020年は4月16日、但しその後も柔軟に申告を受付）
- ・固定資産税 基本的に、4～6月で自治体が定める日（第1期分）

※申告期限等の延長について

- ・今回の申告期限等の延長の対象（申告所得税・贈与税等）とされていない法人税や酒税等については、従来どおりの期限となる（原則）。
- ・但し、地震等の自然災害など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある場合は、税務署へ申請することにより、申告期限等が個別に延長される制度がある。
- ・地方税においても納税者等からの申請により、申告期限等の延長について柔軟に対応するなど配慮している。

法人税等の申告等の期限延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由（※）がある場合には、**所轄税務署等に申請することにより、期限の個別延長が認められます。**

※やむを得ない理由について

例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当する。

①体調不良により外出を控えている方がいること、②平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること、③感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること、④感染拡大防止のため外出を控えている方がいること 等

■ 個別延長の場合の申告・納付期限について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、**申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長**されます。
- 申請に当たっては、別途、申請書を作成する必要はなく、申告の際、その**申告書等の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記**していただくことで申請を行うことができます。
- この場合、延長される申告・納付の期限は原則として申告書等の提出日となります。

■ 申請や届出など、申告以外の手続きについて

法人税や消費税、源泉所得税に係る**各種申請や届出など、申告以外の手続きについても**、新型コロナウイルス感染症の影響により、**提出が困難な場合は、個別に期限延長の取扱いを行うこと**としている。

株主総会の開催が遅れる場合の法人税・消費税の申告等の期限延長

- 法人税については、確定した決算に基づいて申告を行うものとされていますので、新型コロナウイルス感染症に関連して、定時株主総会の開催が延期され、申告期限までに決算が確定しないという理由があれば、申告期限の延長が認められます。（注）
 - 消費税及び地方消費税については、法人税の場合と異なり、確定した決算に基づいて申告を行うものではありませんので、定時株主総会の開催延期により決算が確定しないという理由だけでは、その期限を延長することはできません。
 - 但し、定時株主総会の開催延期という理由以外にも、例えば、社員の休暇勧奨などで通常の業務体制が維持できない状況となり、決算書類や申告書等の作成が遅れ、期限までに消費税及び地方消費税の申告・納付等が困難な理由がある場合には期限の延長が認められます。
- （注）法人税に関しては、国税通則法による期限の延長のほか、定時株主総会の開催時期の都合で決算が確定しないという理由があれば、法人税法75条の規定による期限延長の申請を行うことができます。なお、この規定による延長期間については利子税を納付しなければなりません。

軽油引取税の徴収猶予・申告期限の延長について【未定稿】

- ・総務省は2020年4月、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（地方税関係）を公表。
- ・軽油引取税についても徴収猶予や申告期限の延長の対象ですので、特別徴収義務者の方は所轄の都道府県税事務所にご相談ください。

1 徴収猶予制度の特例

- ・収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。
- ・令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

現状（財産の損失が生じていない場合（注））	特例（案）
<ul style="list-style-type: none">○事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予○原則として、担保の提供が必要○延滞金は軽減（年1.6%）	<ul style="list-style-type: none">○令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、収入が大幅に減少（※）した場合について徴収を猶予 ※前年同期比概ね20%以上の減 ※一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用○担保は不要○延滞金は免除

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

2 申告期限の延長

地方税においては、地方税法第20条の5の2の規定により災害その他やむを得ない理由で、地方税法又はこれに基づく条例に定めている申告、申請、請求その他の書類の提出期限又は納付納入期限までにこれらの行為をすることができないと認められるときは、これらの期限を延長することができることとされている旨、全国の地方団体に通知（令和2年2月27日・令和2年4月6日付け：総務省自治税務局企画課通知）

【地方税法第20条の5の2】（災害等による期限の延長）

地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、次項の規定の適用がある場合を除き、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。（以下略）

【市（町・村）税条例（例）第18条の2】（災害等による期限の延長）

③市（町・村）長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第一項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

④前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後すみやかに、その理由を記載した書面でしなければならない。

⑤市（町・村）長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

3. 税制措置

3-② 欠損金の繰戻し還付の特例

資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする特例を創設

【欠損金の繰戻し還付の特例】

現在、資本金1億円以下の中小企業に限り、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができる。今回、本制度の適用を資本金1億円超10億円以下の企業も対象とするもの。

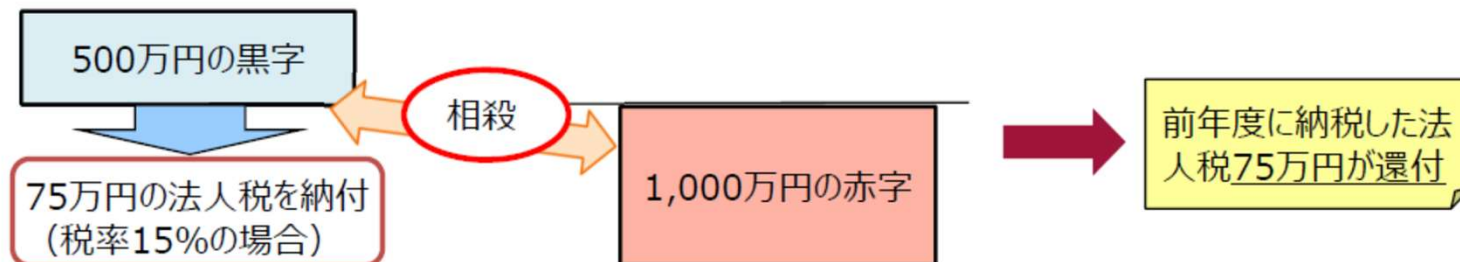
現行	特例※
中小企業者（資本金1億円以下）	資本金1億円～10億円以下の法人を追加

※2020年2月1日～2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用

＜欠損金の繰戻しによる還付のイメージ＞

【2018年度】（2019年度）

【2019年度】（2020年度）



3. 税制措置

3-③ 固定資産税・都市計画税の特例①

中小事業者等に対して、2021年度（令和3年度）課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を1/2又はゼロとする。

【固定資産税・都市計画税の減免】

①2020年度分

- ・2020年度分の固定資産税及び都市計画税は、**新たな特例措置（収入が前年同月比20%以上減）に基づき、1年間、納税猶予が可能**（18ページ参照）

②2021年度分

- ・中小事業者の税負担を軽減するため、**中小事業者の保有するすべての設備や建物等に係るの2021年度の固定資産税及び都市計画税を、売上の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とする。**
- ・具体的には、2020年2～10月の任意の3か月の売上が前年同期比30%以上50%未満減少した場合は1/2に軽減し、50%以上減少した場合は全額を免除。

<減免対象> ※いずれも市町村税

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の3ヶ月間の 売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	1/2に軽減
50%以上減少	全額を免除


※関係法案が国会で成立することが前提

3-③ 固定資産税・都市計画税の特例②

【固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長】

- 現在、中小企業が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除される（固定ゼロの特例）。
- 生産性向上に向けた中小企業の新規投資を促進するため、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。

（制度概要）

対象地域	全国1,646自治体（うち1,642がゼロ（2020年2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	<p>（現行）機械装置・器具備品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>（追加）事業用家屋と構築物を対象に追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ● 構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）を投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

※関係法案が国会で成立することが前提

4 雇用調整助成金の特例措置

※国民生活にとって最も重要な雇用の維持を図るため、雇用調整助成金制度を拡充

- 【特例の対象となる事業主】
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象（全業種）
 - ・令和2年4月1日から令和2年6月30日まで（緊急対応期間）の休業等に適用

助成内容		中小企業	大企業
①休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成 （※1,2）		助成率の引き上げ	
	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3 → 4/5	1/2 → 2/3
	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主で、かつ解雇等をしていないなど上乗せの要件を満たす事業主（※3）	4/5 → 9/10	2/3 → 3/4
②教育訓練を実施したときの加算 ※従前は1,200円/日		加算額の引き上げ	
	教育訓練が必要な被保険者の方に、教育訓練（自宅でインターネット等を用いた教育訓練含む）を実施（※4）	2,400円/日	1,800円/日
③支給限度日数		限度日数の拡大	
	通常の場合	1年間で100日 3年間で150日	
	緊急対応期間	上記日数 + 緊急対応期間	
④雇用保険被保険者でない方（非正規労働者）を休業させる場合		助成率の引き上げ	
	雇用保険被保険者でない方（非正規労働者）を休業させる場合	上記①の助成率と同じ	

※1 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限（令和2年3月1日現在）

※2 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率
休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%を掛け、1日当たりの助成額単価を算出

※3 出向は当該助成率は適用されない。

※4 雇用保険被保険者のみが対象

5 厚生年金保険料等の納付の猶予

※厚生年金保険料等が納付困難な場合の納付猶予制度の概要（原則として1年以内）

<p>換価の 猶予</p>	<p>◇一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合は、年金事務所に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、「換価の猶予」（国税徴収法第151条の2）が認められる。</p> <p>【申請要件】 次の全ての申請要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあると認められること ② 厚生年金保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること ③ 納付すべき厚生年金保険料等の納期限から6か月以内に申請されていること ④ 換価の猶予を受けようとする厚生年金保険料等より以前の滞納又は延滞金がないこと ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること <p>【猶予期間】 1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、年金事務所が認める期間</p> <p>【申請時期】 納付困難となった厚生年金保険料等の納期限から6か月以内に、管轄の年金事務所に猶予申請書を提出</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※換価の猶予とは、すでに差し押さえされている財産、あるいは今後差し押さえの対象となりうる財産の換価処分（公売）を、一定の要件に該当した場合に猶予し分納を認める制度</p> </div>
<p>納付の 猶予</p>	<p>◇災害、病気、事業の休廃業などにより、厚生年金保険料等の納付が一時的に困難となった場合で、次のいずれかの要件に該当する場合は「納付の猶予」（国税通則法第46条）が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財産について災害を受け、または盗難にあったこと ② 事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと ③ 事業を廃止し、または休止したこと ④ 事業について著しい損失を受けたこと <p>【猶予期間】 1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、年金事務所が認める期間</p> <p>【申請時期】 猶予に該当する事実発生後速やかに、管轄の年金事務所に猶予申請書を提出</p>